

(公印省略)

31 苧地福第 4004 号
令和 2 年 3 月 3 日

苧田町内 指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

苧田町地域福祉課長 城 和浩

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への
対応方針について (通知)

日頃から本町の介護保険行政の推進にあたり、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止策を徹底していただいているところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準の臨時的な取扱いについて(第3報)」(令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連盟事務連絡)を受け、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議等について、本町としての対応を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

【臨時的対応の期間】

本通知発出の日から当面の間とします。本通知に係る取扱いを終了する際は改めてお知らせします。

【サービス担当者会議】

感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合については、代替措置として、事業所等については文書による照会等に対応し、利用者及び利用者家族等については電話等に対応することも可能です。ただし代替措置を講じた場合は、その概要や経緯、当該照会内容等を記録し保存してください。

なお、利用者の状態に大きな変化がみられない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要とします。ただし不要とした理由および利用者の状況等についての情報は記録し保存してください。

【モニタリング】

感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合については、代替措置として、電話やFAX等、面接に代わる方法で実施状況を把握するとともに、利用者宅を訪問しての面接ができない理由を支援経過記録等に記録してください。ただし代替措置を講じた場合は、その概要や経緯等を記録し保存してください。

【注意点】

通常通りにサービス担当者会議やモニタリングを行う場合は、参加者に手洗い・マスク着用を呼びかけるなど感染防止を徹底して下さい。